

工事の請負に係る最低制限価格及び低入札価格調査制度に  
おける調査基準価格の算定基準

全部改正 平成21年2月16日  
改正 平成21年5月29日、平成23年5月11日、平成24年5月31日  
全部改正 平成24年9月27日  
改正 平成25年3月29日、平成25年5月31日、平成25年6月21日、  
平成25年10月8日、平成26年5月30日、平成26年10月31日、  
平成27年5月29日、平成28年3月31日、平成29年3月30日、  
令和元年10月1日、令和2年3月31日、令和4年3月18日、  
令和5年3月31日、令和6年3月8日

工事の請負において設定する最低制限価格及び低入札価格調査制度の調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の基準により算定する。

1 最低制限価格及び調査基準価格の算定の基礎とする額（以下「算定基礎額」という。）は、次の方法により計算して得た額とする。

(1) 予定価格の算定に用いた積算価格のうち、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額の合算額について、円未満の端数を切り捨てる。

ア 営繕工事以外の工事

- (ア) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (イ) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (ウ) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (エ) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

イ 営繕工事

- (ア) 直接工事費の額から直接工事費に10分の1を乗じた額を差し引いた額に10分の9.7を乗じて得た額
  - (イ) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (ウ) 現場管理費の額に直接工事費に10分の1を乗じた額を加えた額に10分の9を乗じて得た額
  - (エ) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 前号の額（当該額が次のいずれかに該当するときは、それぞれ次に掲げる額）について、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額とする。

ア 税抜きの予定価格の10分の9.4に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「税抜き予定価格の10分の9.4相当額」という。）を超える場合 税抜き予定価格の10分の9.4相当額

イ 税抜きの予定価格の10分の7.5に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「税抜き予定価格の10分

の7.5相当額」という。)に満たない場合 税抜き予定価格の10分の7.5相当額

- 2 最低制限価格及び調査基準価格は、算定基礎額について、1,000分の1,000から1,000分の1,003までの範囲内において10,000分の3単位で無作為に抽出した数(ただし、最低制限価格にあっては、算定基礎額以上の額の入札があり、かつ、算定基礎額に1,000分の1,003を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り上げた額)以上の額の入札がない場合は、1,000分の1,000から、最も高い入札額を算定基礎額で除して得た数値までの範囲内において10,000分の3単位で無作為に抽出した数)を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り上げた額)に100分の110を乗じて得た額とする。
- 3 2の規定にかかわらず、総合評価競争入札において設定する調査基準価格は、算定基礎額に100分の110を乗じて得た額とする。

附 則(平成21年2月16日決定)

この算定基準は、平成21年2月16日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則(平成21年5月29日決定)

この算定基準は、平成21年6月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則(平成23年5月11日決定)

この算定基準は、平成23年6月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則(平成24年5月31日決定)

この算定基準は、平成24年6月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則(平成24年9月27日決定)

この算定基準は、平成24年10月1日以後の開札に係る契約について適用する。

附 則(平成25年3月29日決定)

この算定基準は、平成25年4月1日以後の開札に係る契約について適用する。

附 則(平成25年5月31日決定)

この算定基準は、平成25年6月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則(平成25年6月21日決定)

この算定基準は、平成25年7月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則(平成25年10月8日決定)

(施行期日)

1 この算定基準は、平成25年10月8日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(経過措置)

2 工期の末日が平成26年3月31日以前である工事の請負については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年5月30日決定)

(施行期日)

1 この算定基準は、平成26年6月1日から実施する。

(適用区分)

2 この算定基準は、平成26年6月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (平成26年10月31日決定)

この算定基準は、平成26年11月11日から実施する。

附 則 (平成27年5月29日決定)

(施行期日)

1 この算定基準は、平成27年6月1日から実施する。

(適用区分)

2 この算定基準は、平成27年6月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (平成28年3月31日決定)

(施行期日)

1 この算定基準は、平成28年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 この算定基準は、平成28年4月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (平成29年3月30日決定)

(施行期日)

1 この算定基準は、平成29年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 この算定基準は、平成29年4月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (令和元年10月1日決定)

(施行期日)

1 この算定基準は、令和元年10月1日から実施する。

(適用区分)

2 この算定基準は、消費税及び地方消費税を合わせた税率として10%が適用される契約について適用する。

附 則 (令和2年3月31日決定)

(施行期日)

1 この算定基準は、令和2年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この算定基準は、令和2年4月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (令和4年3月18日決定)

(施行期日)

- 1 この算定基準は、令和4年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この算定基準は、令和4年4月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (令和5年3月31日決定)

(施行期日)

- 1 この算定基準は、令和5年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この算定基準は、令和5年4月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (令和6年3月8日決定)

この算定基準は、令和6年4月1日から実施する。